

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

大分県大分市青崎二丁目一番三七号

有限会社釣具の山下
清算人 山下 和男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地一〇六四番地
有限会社林田紙商店
清算人 林田 恭一

解散公告(第一回)

当法人は、社員総会の決議並びに長野県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

長野県安曇野市堀金烏川二五八一番地
医療法人米倉医院
清算人 米倉 博之

解散公告(第一回)

当組合は、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

大阪府守口市八雲東町一丁目一〇番一二号
パナソニックエンターテインメント&コミュニケーション労働組合
清算人 中村 勇

解散公告(第二回)

当法人は、社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和八年十月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

埼玉県朝霞市西弁財二丁目六番三四号ヴィ
ラクレールⅡ一階
医療法人高志会
清算人 廣瀬 久忠

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都府中市白糸台四丁目三九番二号
学校法人府中成成学園
清算人 橋本 正晴

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月二十二日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年十月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

三重県熊野市井戸町字松原五六八番地一
宗教法人徐福廟
清算人 山田 英男

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により、令和八年九月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

長崎県佐世保市権常寺町一〇一番地三三
医療法人鶴清会シミズ小児歯科クリニック
清算人 清水 保

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年九月十日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

熊本県熊本市中央区本荘六丁目二番一四号
医療法人阿部内科医院
清算人 鈴木 保子

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年九月十日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

北海道北見市本町四丁目二番九号

医療法人社団小西歯科医院
清算人 小西 慶明

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年六月十日開催の社員総会の決議並びに福島県知事の認可により令和八年九月十六日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

福島県福島市御山町七番一九号

医療法人大桶歯科医院
清算人 大桶 志延

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年七月十八日をもって診療所を廃止したことに伴い、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

横浜神戸区吉田町三〇〇番地七木村屋
ビル一階
医療法人社団彩清会中島歯科医院
清算人 中島 彩登

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年十月九日神奈川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年十月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

神奈川県高座郡寒川町田端一八〇番地
寒川町田端西地区土地区画整理組合
代表清算人 大谷 光昭

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年九月三十日、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

福井県敦賀市平和町七番三三

医療法人松田マタニティクリニック
清算人 松田 公代

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

兵庫県西宮市与古道町一番三七号

医療法人はまれ(譽)会(財団)
清算人 櫻井 眞美

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年五月一日開催の社員総会の決議並びに広島県知事の認可により、令和八年九月十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

広島県安芸郡海田町南大正町三番二五号
医療法人社団真琴会
清算人 兼重 鉄也

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年九月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

広島市中区上八丁堀五番五一〇五
医療法人北原会
清算人 原田 能之